

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十九号

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成二十六年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中		
性別	男・女	年齢
歳		を
年齢	歳	

「申請者は」を「受診者が18歳未満の場合の申請者は、」に「申請者（保

者）」を「申請者」に「受診者の住所 申請者の住所」や「申請者の住所」に

1	受診を希望する医療機関 (訪問看護事業所及び薬局を含む。)	①当該疾病について ※意見書を記載 ②利用する調剤 ③訪問看護事業
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

改め、同様式（裏面）中

--	--	--

名	所在地
---	-----

に

」

改める。

第二号様式中

	性別	
--	----	--

を

」

に改める。

--

第四号様式中「受診者の住所 申請者の住所」を「申請者の住所」に改める。

」

第五号様式中

年 月 日	性別	男・女
-------	----	-----

を

年 月 日	
-------	--

」

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書及び届出書は、この規則による改正後の児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に現存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。